

5

現代アジアにおける土地改革の 基本性格に関する一考察

たき がわ つとむ
滝 川 勉

- はじめに
- I 土地改革の概念
 - II 農地改革の歴史的な性格
 - III 日本の農地改革と中国の土地改革
 - IV 東南アジアの農地改革

出典 「アジアの土地制度と農村社会構造」
滝川勉・斎藤仁編 アジア経済調査
研究双書167 アジア経済研究所
1968年 第2章

はじめに

今日、低開発諸国の経済開発を論ずるに当たって、また低開発諸国が先進諸国からの援助を効果的に受け入れるための前提条件として、土地改革の急務が多くの人々によって叫ばれるに至っている。しかし、一口に土地改革といってみても、現在の低開発諸国の政治的、社会的状況を考えるならば、この実現はきわめて容易ならざるものがある。また、土地改革の実施においても、これをいかなる社会的勢力が遂行するのか、たとえば、現在の支配権力が上からこれを行なうのか、あるいは被支配階級が下からこれを行なうのか

によって、それがもたらす政治的、社会的効果はきわめて大きく異なって現われざるをえないのである。戦後アジアは、上からの農地改革も、下からの土地改革も、ともに典型的なかたちで実現された歴史的舞台を提供するものであった。この小稿の課題は、戦後アジア諸国で実施されてきた土地改革の基本性格（その背景をも含めて）に検討を加えることによって、今日の低開発諸国にひろく提起されつつある土地改革問題を考察するための基本的視点を与えようとするにある。

I 土地改革の概念

これまでに於いて土地改革という言葉はしばしば常識的に無反省に用いられてきており、そのために人によって概念の内容がかならずしも一致しておらず、しばしば議論に混乱を生ずることがなきにしもあらずであった。この点とはくに欧米の研究者のあいだに特徴的であったといつてよい。いうまでもなく学問的な論議を正当に行なうためには、それがいかに日常慣用語的に用いられている言葉であったとしても、まずもつてその概念を明確に規定しておくことが不可欠の手續といえるであろう。土地改革は抽象的・一般的には土地制度上の変革を意味するが、ここでは、土地改革を地主的土地所有を制限ないし解体して農民的土地所有を創出するところの多少とも公的な措置であるとして規定しておきたい。それはブルジョア民主主義的改革（革命）の基本的課題をなすものといつてよいであろう。ところで、土地改革という概念のほかに、農業改革という概念のあることは周知の事実であろう。一般に土地改革と農業改革という概念は混同して用いられてきており、また區別して使っている場合でも、その區別は漠然としていることが多いにみうけるのであるが、しかしこの二つの概念は明確に區別して使うことが必要である。そのために、ここで経営改革という概念を登場させてみる。この経営改革というのは、経営方式ないし農業技術体系の変革を意味する概念であつ

て、いわゆる農法上の変革に相当する概念である。そして、農業改革というのは、土地改革と経営改革との両方の概念を内容的に包摂・統一する概念であると考えたい。したがって、土地改革と経営改革とのいずれか一方の概念を欠く場合には、これを農業改革として名づけることはできないわけである。この農業改革がドラスチックな形態をとって実現される時、われわれはこれを農業革命と名づけることができる。そして、この農業革命は、歴史上典型的には18世紀後半から19世紀前半のイギリスにおいて実現せられたのであって、その場合イギリスでは土地改革⁽¹⁾(ここでは議会エンクロウジャーを考えている)と農法変革(三圃式・穀草式から輪栽式農法へ)がほぼ同時並行的に生じたといつてよいであろう。すなわち、イギリスの場合には、農法上の転換をもたらした農業生産力の発展から土地所有関係(生産関係)の変革への経路は、比較的自然的成長的であり連続的であったとみることができよう^(註)。

(注) 加用信文氏による注目すべき発言を参照せよ。「封建的土地制度の撤廃・農奴身分の解放等の一連の政治的改革も、それによって封建的な三圃式または穀草式農法を打破して近代的な輪栽式農法を産み出すことによって、はじめて農業革命としての生産力的な変革を成就しえたことになる……その農法的変革は、政治的な土地改革の結果として生まれたというよりも、むしろ旧来の農法のうちにそれを内発的に破ろうとする生産力の発展の契機を内包し成熟せしめていたからこそ、その農法転換＝農業革命の前提として資本主義的土地改革を成立せしめたものといえる」⁽²⁾。

ところで、現在の低開発諸国においては、このような生産力→生産関係のテーゼはそもそもから成立しえないとみられるのであって、むしろ生産力増大のためにはまずもって生産関係の変革を行わなければならないという逆テーゼの関係を認めうるのである。つまり生産関係→生産力という関係なのであるが、しかもその場合、生産関係の変革がそのまま生産力の増大をもたらすという保証はなく、それはただ生産力増大の前提を準備しうるにすぎないのである。生産関係の変革、すなわち、土地所有関係の変革が真に生産力増大に結びつくためには、その媒介環として経営改革、農法変革を要請せざ

るをえないのであって、別言すれば土地改革が経営改革を経て農業改革の段階にまで高められなければならないのである。現在の低開発諸国において、土地改革と経営改革、農業改革とのあいだに非連続性・断絶性のあるところに、われわれは世界史的制約のきびしさを認めうるのであって、それを結びつけるためには政策主体の意識的努力を不可避とするのである。

現在の世界史的発展段階においては、土地改革は生産力と直接的・一義的関連性をもたない⁹⁾。それは間接的、媒介的関連においてはじめて生産力増大と結びつきうるのであって、しかも一方では生産力増大の必要不可欠の前提条件をなすものと考えられる。土地改革そのものは生産関係にかかわる政治的、社会的概念であり、それは通常混同されているような生産力的な概念ではない。生産力的な概念は、この場合、経営改革であるにすぎない。われわれのしばしば耳にする議論に、土地改革の実施は経営規模の零細化をもたらし、したがって生産力を低下せしめるから、必要なのは土地改革ではなくて経営の適正規模化であるとする主張がある。戦前のわが国におけるいわゆる適正規模論などがそれである。しかし、このような主張は、ほんらいその背後に土地改革を否定しようとする意図をもってなされたものといつてよいであろう。ところで、すでに明確にしたような土地改革の概念規定からすると、このような議論はそもそもから発生しえないのである。適正規模論のごとき、あるいは土地改革と農業生産力との直接的関連性を論ずるがごときは、土地改革と経営改革ないし農業改革とを概念的に混同する考え方といわなければならない。このような通俗的な謬りをそもそもから成立せしめないようにするためにも、土地改革と経営改革、農業改革とを概念的に明確に区別して規定しておくことが必要であろう。そして、このことはなによりも土地改革を生産関係にかかわる政治的、社会的概念であることを明確にするゆえんであると考えるのである。

ところで、上からの土地改革の場合には、改革の対象は一般的にいて農地に限定されることが多く、せいぜい自作農民を確立するという目的の範囲内で、農地に付随する生産手段の解放を伴うのであって、土地一般の解放に

まで至ることは実際上きわめてまれであるといつてよい。これに反して、下からの土地改革の場合には、改革の対象はたんにせまく農地に限定されることなく、水・山林・原野・市街地までを含めて土地一般の解放にまで至るといふ点で、両者のあいだにはその徹底性と範囲の点で根本的な差異を認めうるのである。つまり上からの改革の場合には私的・地主的土地所有権の否定を社会的に必要な範囲内に止めんとする政策的意図を根本にもっているのに対して、下からの土地改革の場合には究極的には私的所有権一般の否定に至るといふ展望の下に行なわれるのであって、それだけに改革の実施は広範囲かつ徹底的たらざるをえないのである。そこで、このような土地改革の二つの形態の対照的差異に着目しつつ、しかもこれを類型化してとらえる意味で、上からの土地改革の場合をとくに農地改革、下からの土地改革の場合をとくに土地改革と区別して本稿では用いることにしたい。ただし、上からであると下からであるとを問わず、一般的概念としていう場合には、慣用にしがって土地改革という言葉を用いることにする。

II 農地改革の歴史的性格

これまでに於いて土地改革を政治的、社会的概念であると規定したのであるが、つぎにその意味と内容について検討を加えてみよう。土地改革が重要な社会現象として世界史のうゑに登場してくるのは第1次大戦以降のことであり、なかならず第2次大戦以降のことであった。第1次大戦以降において土地改革は主として東欧諸国に限定されていたのであるが、第2次大戦以降になるとふたたび東欧諸国において、さらに東アジア、東南アジア、中近東、ラテン・アメリカを含むほとんどすべての低開発諸国において実施されるに至った。第2次大戦以降においては、たんに低開発諸国といわれるようなところばかりでなく、日本や西ドイツのような比較的先進的な国においても農地改革が実施され提起されたことは、注目すべき現象といわなければな

らない。ところで、第1次大戦の結果、史上はじめて社会主義国家が成立し、第2次大戦以降において東欧、北朝鮮、中国などの参加によって社会主義圏が形成されたこと、またこれらの社会主義の成立自体が土地改革をその重要な基盤としたことは、その他の非社会主義諸国において広範囲に実施せられるに至った農地改革の基本性格をさぐる点で重要な手がかりをなすものと思われる。

第1次大戦以降、農地改革は、1918年から22年にかけてほとんどすべての東欧諸国において継起的に実施せられたのであるが、その目的は戦後の極度の荒廃と社会的混乱下にあったこれら諸国が、1917年10月ロシア革命の波及を食い止めんとするものであった。ロシアにおける10月革命の勝利とその直接的刺激によって、全ヨーロッパ、全世界をおおう革命の高揚の嵐がみられた。そして東欧諸国の国内情勢は当時つぎのごとくであった。「東欧諸国はロシアと地理的に接近しており、また社会経済制度はロシアと多くの類似点をもっていた。したがって、ロシアにおけるプロレタリア革命の勝利は、東欧諸国にきわめて大きな影響をおよぼし、その労働者・農民をはげしい階級闘争に決起せしめた。1919年ハンガリーにおけるソビエト権力樹立に象徴される都市労働者階級の英雄的闘争と農民大衆の革命の高揚とは、程度の差こそあれ、東欧諸国において、旧来の地主＝資本金階級の支配機構を根底から震撼するものであった」⁽¹⁾。第1次大戦後における東欧諸国の農地改革は、大土地所有の制限・収用と自作農創設を主たる内容とするものであった。その基本的なねらいが農村における社会不安の解消にあり、一国社会全体における革命の高揚の鎮静にあったことは、いうまでもない。そして東欧諸国の農地改革はその実施においてきわめて不徹底であったにもかかわらず、その所期の目的を達成することができたのである。この第1次大戦後の東欧諸国における上からの農地改革の実施こそは、第2次大戦以降広範囲に実施せられるに至った上からの農地改革の基本的性格を原型的に示すものとして歴史的意義をもつものである^(註)。

(注) 第1次大戦後東欧諸国の農地改革はきわめて不徹底であって封建的遺制

を根強く残さざるをえなかったために、ブルジョア民主主義的課題の解決はなお第2次大戦後の土地改革をまたなければならなかった。そして第2次大戦後の1944年から46年にかけて人民民主主義政権のもとで徹底せる土地改革が実施されたのであるが、この事実はその後における東欧諸国の社会主義的再編成の重要拠点となすものとなった。この東欧諸国における土地改革が、第2次大戦直後の非社会主義的農地改革の必要を提起する上において一つの有力な要素となったであろうことは、容易に想像されるところである。

すでに述べたように、第2次大戦以降アジアおよびラテン・アメリカ諸国において上からの農地改革が広範に実施されてきたのであるが、その場合、アメリカの対外政策に占める農地改革理念の強い影響力を無視するわけにはいかないであろう。もともとアメリカにおいては、家族農場・家族農業をもって民主主義のバックボーンとする考え方が根強く存在していた。ジェファーソン以来の農本主義的民主主義の思考法がこれである⁽²⁾。このような家族農場・家族農業に民主主義の基礎を置くという伝統的思考法は、アメリカが20世紀に入って個人による土地取得がきわめて高価かつ困難となるにつれて次第に薄れていかざるをえなかったのであるが、しかも第2次大戦後における低開発諸国の未曾有の政治危機の現実に対処するとき、その対外政策のうち重大なる危機克服手段として復活してきたのである。

ところで、ジェファーソンの場合、政治的独立は社会的平等と経済的安定のうえに成り立ち、小農場はその最も確実な基礎であった。つまり個人の政治的独立と自由は私有財産の上に成り立っており、そして私有財産の最も典型的な形態が土地であり、家族農場であった。ジェファーソンの民主主義と家族農場のあいだにはこのような直接的関係が認められたのであるが、現在の世界史的段階においては家族農場と民主主義とのあいだには中産階級の育成という媒介概念がつよく認められるに至っている。すなわち、農村内部における地主と小作農との階級対立から社会不安定が激化しているときに、農地改革によって農村内部に自作小農を形成することは一国社会全体の中産階級を育成・強化することであり、そしてそのことが民主主義を強化するというのである。この場合には中産階級＝民主主義の基盤という考え方が貫かれ

ている。「中産階級は民主主義にとって必要であり、小規模の自作農民階級を創出することは中産階級したがって民主主義を強化するという確信」⁽³⁾が存在するのである。アメリカが対外政策のうちで農地改革に特別の重点を置く考え方、そのことは低開発諸国における民主主義の育成・強化の期待とふかく関連しているのであるが、このような考え方が鮮明になってきたのは、歴史的にはおよそ1950年ごろからであったとみられる。

この1950年という年は、戦後世界史のうえできわめて画期的な年であったといってよい。すなわち、1949年後半には中国大陸に中共政權が成立し、1950年6月には朝鮮戦争が勃発するに至った。とくに1949年における中共政權の成立は、アメリカの対後進国戦略に深刻なる反省をもたらす重大契機となった。従来、アメリカ人や西欧の人間にとっては、革命は都市において生じ、都市労働者階級と密接に関連していたのであって、中共の毛沢東が土地改革をテコにして農民階級を動員し革命を成功せしめたことは、まったく予期しえないことであった。このように戦後中国大陸に生じた劇的な事実は、アメリカ人の既成観念に重大な反省を強いるに至り⁽⁴⁾、その結果としてアメリカは対後進国戦略のうちに農地改革を意識的にとり上げるに至ったのである。そして、農地改革は、このようにして下からの土地改革に対抗する性格を明確に賦与されるに至ったのである⁽⁵⁾。

(注) 中国共産党は、1927年以降土地革命戦争をもって農村に根拠地をつくり、農村をもって都市を包囲するという戦術をもって闘ったのであるが、一方、都市を拠点とした国民党政權はせいぜい減租政策によってこれに対抗したのであって、しかもその政權の階級的基礎が地主階級にあったかぎりにおいて、その実施はきわめて不十分たらざるをえなかった。したがって、たとえアメリカ側が1949年以前の段階において農地改革の必要性を察知したとしても、またその結果、それを国民党政權に強制したとしても、当時の国民党政權は十分にこれを実行するための条件を備えていなかったといわなければならない。

1950年6月、北朝鮮人民軍は韓国軍とアメリカ軍を追跡・南進して南朝鮮の広範なる部分を解放したが、その際きわめて特徴的なことは、北朝鮮人民軍が解放と並行して土地改革を実施していったことである。そして、メリ

カと李承晩政権は、この北朝鮮軍の解放を巻き返す過程で、1950年10月にこれまで棚上げされていた農地改革法を発動・実施していった。この上からの農地改革の意図が北朝鮮軍の土地改革の成果を抹殺するものであって、下からの土地改革に対抗する反土地改革の性格をもつものであったといえるのではなかろうか⁽⁵⁾。そして、このような南朝鮮の事実、その後の低開発諸国における農地改革の本質規定にふかくかかわるものとして注目すべきである。

ところで、このような背景のもとで、1950年10月、ウエーキ島でマッカーサー元帥と会見したトルーマン大統領は、その帰路サンフランシスコにおいてつぎのような重要な声明を発表した。「われわれはアジアの民衆が解決すべき社会不正義の問題をかかえていることを知っている。かれらは農民にその土地を所有せしめ、その勤労の成果を享受させようと望んでいる。そのことは同時にわれわれの偉大なる国是の一つでもある。われわれは家族規模農場に信念を置いている。それこそがわが国農業の基礎であり、わが国の政治形態に強力な影響を与えてきたのである」⁽⁶⁾。このトルーマン大統領の声明は、土地制度改革の緊要性に注意を喚起せる1950年秋における数多くの公式・準公式声明の一つであった。その翌月、ブランン (Charles F. Brannan) 農務長官もまた、つぎのような公式演説を行なった。「すくなくとも世界人口の半数のうちで農民の貧窮は平和にとって基本的な障害となっている。その貧窮こそが共産主義ないしある種の全体主義の種子を培養する土壤となっているからである。……われわれは、わが国がまさにアジア、中近東、アフリカ、南アメリカの農民の当面している問題、すなわち土地問題を処理するうえで経験を積んできたことをぜひ明らかにしなければならない」⁽⁷⁾。ブランン長官は、その後も数多くの公式演説を1950年中に行なったのであるが、そのうちで終始かれは世界的な不安の根元に土地制度問題のあること、さらに家族農場と広範なる土地所有制がアメリカ民主主義の発展に重要性をもってきたことを強調した。続いて1951年6月、アメリカ農務次官クラレンス・マコーミック (Clarence J. McCormick) は、FAO第12回理事会において、農地改革が今日の世界の安全保障に重大な関連をもっていること、アメリカ政府は農地改

革の実施にいかなる場合にも援助を果たす用意のあること、外国への経済的技術的援助計画において農地改革の実施を重視すること、さらにあらゆる国際機関を通じて農地改革計画を支持・促進すべく努めることを公式に宣言したのであった⁽⁸⁾。そして、このような背景において、1951年10月にはアメリカ国務省と経済協力局の後援のもとにウイスコンシン大学において世界土地制度会議が開かれ、多数の資本主義諸国から農地改革問題の専門家、実務家が集まって討論し、意見を交換し合ったのであった⁽⁹⁾。

一方、1950年頃から土地改革問題の重要性は、国連においても認識されはじめるに至った。すなわち、同年11月の第5回会期において、国連総会は、各国政府が土地改革問題について考慮すべきであるという決議を行ない、さらに1951年9月の第13回会期において、国連経済社会理事会は、決議第370号(XIII)によって各国政府に土地改革の実施を勧告するに至った⁽¹⁰⁾。また、この決議によって、国連事務総長は最小限3年に1度、各国の土地改革の進捗状況を取りまとめて報告する義務を負わされたのであるが、その結果として1954年に第1次報告が出されて以来、1966年の第4次報告までに計4つの報告書が発表されている⁽¹¹⁾。

ところで、「いまや農業政策と土地所有政策および農地改革の問題がアメリカの対外政策の必要不可欠の部分として考慮されなければならぬ」⁽¹²⁾ことになったが、さきのトルーマン大統領の声明にも示されるように、農地改革政策はまずアメリカの対アジア政策の基調として登場するに至った。1950年10月からの韓国における農地改革の実施、1953年1月からの台湾における自作農創設(実施耕者有其田条例)、1955年9月フィリピンにおける農地改革法の制定・実施、1956年10月南ベトナムにおける農地改革法の制定・実施には、いずれの場合にもアメリカ側の援助と指導を伴ったのである⁽¹³⁾。そして日本の農地改革は、これらの改革に先んじてアメリカ占領軍当局の圧力のもとで実施され、その後のアジア自由主義諸国の農地改革の模範例とされた。アジアにおける上からの農地改革政策の目的を、アメリカの農地改革問題の専門家パーソンズはつぎのように述べている。「自由アジアにおける農地改革は、市

民大衆が政治的民主主義を可能にするに十分な経済的地位に到達しうするための時間を短縮する試みである」⁽¹⁴⁾。この場合の政治的民主主義は、いうまでもなくブルジョア民主主義を意味するが、それが資本主義の体制的危機の段階において、下からのブルジョア民主主義的改革の要求に対抗して、上から地主・資本家階級によって遂行される場合には、そもそも体制維持を直接のねらいとして行なわれるのであって、そのかぎりにおいてかかる試みは、変革に対しては現状維持的、進歩に対しては保守的たらざるをえないという歴史的性格を刻印されざるをえないのである⁽¹⁵⁾。この場合の民主主義は体制内民主主義であって、それは現在の段階において反共とシノニマスと考えてよいであろう。「銘記さるべきことは、思慮深くなされた社会的、経済的改革は、革命の時代において真の意味で保守的だということである」⁽¹⁶⁾。

1960年以降、ラテン・アメリカにおいて、農地改革は新たな重要性をもって登場するに至った。「リオ・グランデからホーン岬にわたる広大な地域を通じて、ラテン・アメリカの20を数える共和国の2億4千万の住民のうちで、“農業改革”を求める声は今日最も普遍的なきまり文句となったかにみえる」⁽¹⁷⁾。1960年から64年にかけて、農地改革法を制定したラテン・アメリカ諸国はキューバを除き12を数えるが、その背景について国連の第4次土地改革報告書はつぎのように述べている。「いくつかの要因が土地情勢に関心を喚起するのに役立っている。キューバ革命のイデオロギー的圧力は明らかにその一つである。それと同時にますます政治的な力を獲得しはじめている農民組織の発展とも無関係ではない」⁽¹⁸⁾。1959年1月におけるキューバ革命の成功は、土地所有の際立った不均等と貧富の懸隔の甚だしいラテン・アメリカ諸国に一大衝撃を与えた⁽¹⁹⁾。それと同時に、ラテン・アメリカ地域に対するアメリカ人投資もまた急激に減退した。かくてアメリカにとっては、隣接する米州諸国の支配体制を維持し、キューバ革命の波及を食い止めることが至上命令となった。1960年3月にキューバを訪問したヒューバーマン、スウィーギーは、キューバ革命軍の主力が農民階級（カンペシノ）であったこと、また1959年5月の土地改革法の制定・実施以来、キューバ新政権と農民との結びつき

はいっそう強化した事実を明らかにしているが⁽²⁰⁾、このような事実と認識からすれば、支配権力側が上からの農地改革によって農民を反体制側から切り離すことを不可欠とした。1960年後半におけるケネディ大統領の「進歩のための同盟」計画は、このような基本的考慮のうえに立って推進されたものといえる。土地情勢に対する関心を喚起するに役立った「いま一つの重要な促進要因は、プンタ・デル・エステ憲章において、農地改革を含む社会改革の必要性に与えられた注意であった」⁽²¹⁾。1961年にプンタ・デル・エステ憲章として米州諸国に認められるに至った「進歩のための同盟」計画は、農地改革計画に中心的位置を与えられることを期待しており、また計画の推進に対してアメリカは未曾有の規模の財政援助を約束せんとするものであった⁽²²⁾。そして、ラテン・アメリカ諸国の農地改革を推進する研究者、実務家を養成する目的をもって1962年5月、アメリカの国際開発局(AID)の援助のもとにウイスコンシン大学に土地制度研究所(Land Tenure Center)が設立され、今日までにチリー、コロンビア、ボリビアに地域支部が設置されるに至っており、農地改革問題に関する専門家の養成にいまや積極的な努力が払われていることは、注目すべき事実である⁽²³⁾。

このようにして、第1次大戦後の東欧諸国の農地改革は1917年のロシア革命を重要契機として、第2次大戦後のアジア諸国の農地改革は1949年の中共政権の成立を重要契機として、さらに1960年以降のラテン・アメリカ諸国の農地改革は1959年のキューバ革命政権の成立を重要契機として、「上から」支配権力によって促進されたものであったといえる。それはあたかも世界史における農地改革の三つの大きな波のうねりにもたとえることができるものであろう(もちろん、その間に小さな波動があったとしても、それを無視するものではない)。この場合、これらの農地改革がいずれも社会主義ないし人民民主主義政権の成立(それ自体、土地改革を重要な成立の基盤としている)を重要契機としているところに、われわれは「上からの」農地改革に特有の政治的、社会的性格を認めうるのである。すなわち、これらの農地改革の歴史的性格は、いずれも資本主義の全般的危機の段階において、世界史的にはすでに社会主

義が成立している段階において、危機の異常な激化に対応して、「上から」（第2次大戦以降は、多くの場合、「外から」が付け加わる）実施されたという事実によって基本的に制約されているのである。それは一言でいえば、体制維持のための非常事態政策といってよいものであろう。戦後日本の農地改革といえども、このような世界史的制約を免れることはできない。

III 日本の農地改革と中国の土地改革

第2次大戦後のアジアにおいて二つの対照的な土地改革が実施された。一つは上からの土地改革として典型的な日本の農地改革であり、いま一つは下からの土地改革として典型的な中国の土地改革である。ここで典型的というのは、これらの改革が戦後アジアにおいて比較的初期に行なわれ、その他諸国におけるその後の土地改革の先蹤をなしたこと、しかもその目標遂行における徹底性とその鮮やかな対照性に着目してのことである。ところで、上からの改革としての日本の農地改革は、それが上から支配権力によって与えられたものであったために当然不徹底な点をとどめたのであるが、しかもその他のアジア諸国、なかんずく東南アジア諸国の農地改革と対比してはるかに徹底せるものであった。その特殊な条件としては、日本資本主義自体が当時すでに金融資本を成立せしめるほどの高度の発展段階に到達していたこと、したがって、権力構造のうちに占める金融資本の比重がきわめて高かったこと、さらに敗戦にともない超国家的権力としてのアメリカ占領軍当局が存在したこと、また1920年当時以降わが国では農業危機の緩和のための農地改革の前史が一貫して存在したことをあげなければならないであろう。これらの要因のうちいずれが欠けたとしても、日本の農地改革はあれほどの徹底性をもってしては行ないえなかったにちがいない。この点については、戦後アジア自由主義諸国のうちでも比較的徹底して行なわれたとされる台湾の農地改革と対比するとき、いっそう明らかになるであろう。日本の農地改革は、「上

からの」、そして「外からの」農地改革の典型とみなすことができるが、しかしそれだけではその性格を十分に把握しきれない特殊な条件を備えていたのである。

しかしながら、日本の農地改革はやはり上からの改革として、下からの改革と対比してはるかに不徹底な点をとどめざるをえなかった。たとえば、在村地主に対して1町歩の保有地を認めたこと、解放の対象が主として農地に限定されて山林・原野・水などの重要生産手段にはほとんど及びえなかったこと、農地改革の恩恵に主として浴したのはいわゆる小作農民であって極貧農や農業労働者はほとんど除外されてしまったこと、また解放の過程で地主の土地取り上げを多分に許したことなどをあげることができるであろう。ところで、ここで日本の農地改革の最大の欠陥(そして基本性格をもなすもの)を一つだけあげなければならぬとすれば、それは、上からの、そして外からの権力によって農民に恩恵として与えられたものであって、農民の主体的エネルギーによって獲得されたものではなかったということである。それは農地改革ではあっても、中国のような土地革命ではなかったのである。中国においては、土地改革は革命の一環として遂行され、なによりも農民意識の革命的変革をもたらしたのであるが、逆に日本においては農民意識の高揚をおそれてむしろその要求を先取りする形で、上から支配権力によって恩恵的に農地改革が与えられたのであった。このような意図において、アメリカ占領軍当局と日本の支配権力とは完全に一致したのであって、そのかぎりにおいて改革は徹底的な遂行をみることができた。そして、その結果、日本の農地改革は農民意識の革命的変革を押しとどめ、零細自営の保守的農民を大量に創り出すことに成功した。すなわち、日本の農村には小所有者意識にこりかたまつた農民、それだけに現状維持的であり、一度手に入れた土地はどんなことがあっても手放すまいとする農民、したがって体制と基本的に利害一致する農民層が広範に形成された。このことは、今日の世界史的発展段階において、共産主義に対抗する最も強力な武器たりうるものである。

マッカーサー元帥は、農地改革法の成立にあたって声明を發し、「農地改革

法の議会通過は、経済的に安定し政治的に民主的な社会を生み出しつつある日本が、これまで到達した里程碑のうち最も重要なものの一つである。……健全穏健な民主主義を打ち立てるため、これより確実な根拠はあり得ず、又過激な思想の圧力に対抗するためこれより確実な防衛はあり得ない⁽¹⁾と述べたのであって、それゆえにこその他の占領諸政策の場合とは異なって農地改革の逆転を最後まで許さず、たびたび指令を発してこれを徹底遂行せしめたのである。農地改革はマッカーサーの占領諸政策のうちで最も成功を収めたものの一つとなった⁽²⁾。ラテジンスキーは、農地改革の成果をつぎのように評価している。「広範な自作農創設を成就した日本農村は、殆ど共産主義の滲透を許さぬ金城湯池と化した。私有財産観念の普及は、従来最も脆弱であったピラミッド型の巨大な基底を最強とした。『土地は土地なき者へ』との共産党の約束は、農民にとっては最早少しも魅力を持たない。否。反対に新自作農は共産党の経済理論と政治理論とに反対の陣営を著しく強化した。農地改革が共産主義の信条を覆したに留まらず、土地私有制度による穏健で安定した農村社会の確立に寄与する諸勢力を強化したと断定しても謬りではない⁽³⁾。

日本の戦後農地改革は基本的にはなによりも反共の堅固な防壁をつくるという政治目的によって遂行されたとみられるのであって⁽⁴⁾、その後の事態はたしかにこの目的に照らしてみるかぎりにおいて一定の成果を収めたということができであろう。したがってまた、日本の農地改革事例は、アメリカによるその後の自由主義アジア諸国やラテン・アメリカ諸国の農地改革の模範例として鼓吹されているのである⁽⁵⁾。

一方、下からの土地改革として典型的な中国の土地改革は、なによりも革命戦争の一環として行なわれたところにその重要な特色をもっている。毛沢東指導下の中国共産党の闘争方式は、農村に革命の根拠地をつくり、それを次第に全国的に拡大することによって都市を孤立化し奪取するというにあり、いわゆる農村をもって都市を包囲するという戦術であった。そして農村に根拠地をつくり、またそれを強固な拠点として維持するためには、土地改革を

不可欠の手段とした。このことは同時に中共軍の主力が農民階級であったことから当然考えられるところでもある。中国の革命戦争は、プロレタリアートの指導の下に農民階級による土地革命戦争（抗日戦争期の一時的中断はあるにしても）の形態をとったのである。この点を林一舟はつぎのように簡潔に定式化している。「中国民主主義革命の主な闘争形態は戦争であり、主な組織形態は軍隊である。この軍隊は、おもに農民からなるものであり、この戦争は実質的には農民戦争である」⁽⁶⁾。土地改革は、ほんらいこのようにきびしい階級闘争の性格をもたざるをえないものであろう。

ところで、中国の土地改革が日本の農地改革と決定的に違う点は、それが上から支配権力によって与えられたものではなくて農民自身の力により支配権力に対抗してかちとられたというところにある。中国共産党は、農民の自覚をよび起こし農民自らが立ち上がるようにするために、党の政策を宣伝し、農民を指導し、援助した。そして最後には農民自らがかれら自身の手で土地改革を遂行するように仕向けた。そのために往々にして行きすぎが生ずることもあった。これに対して毛沢東はかえってつぎのように述べている。「革命は暴動であり、一つの階級が他の階級をうちたおす猛烈な行動である。農村革命は農民階級が封建的地主階級の権力をくつがえす革命である。農民は最大の力をふるわなにかぎり、けっして幾千年のあいだかたく根をはってきた地主の権力をくつがえすことはできない。……卒直にいて、どの農村でも、短期間の恐怖現象をつくりださなければならない。そうしないかぎり、農村における反革命派の活動を鎮圧することはできないし、紳士権力をうちたおすこともけっしてできない。まちがいをなおすには、ゆきすぎをやらなければならない。ゆきすぎをやらなければならない。ゆきすぎをやらなければ、まちがいはなおせるものではない」⁽⁷⁾。このように農民大衆の目覚め、すなわち大衆発動を重視した理由は、それを通じて農民の伝統的意識を変革せんがために他ならなかった。それは一種の農民教育といってよいものであった。そして、このことがまた、地主階級の復活を根底からくつがえす保証になると考えられたのであった⁽⁸⁾。

土地改革において大衆発動を重視するやり方は、中共政権が成立した直後

の新解放地区の土地改革法（1950年6月）の実施においても明確に貫かれた。福地いま『私は中国の地主だった——土地改革の体験』（岩波新書、昭和29年）は、その実態の貴重な記録である。すなわち、これによれば、中国共産党は、農村における土地改革の合法的執行機関として、大衆組織である農民協会を自発的に組織せしめ、ついで「訴苦大会」、「減租退押」（精算闘争）、「公審大会」の順で段階を踏んで農民を地主と対決せしめ、その意識を高揚し、その後ではじめて土地改革を実施せしめた。その理由は、いうまでもなくその過程で漸進的に農民の自覚を高め、意識を変革すること、いわゆる翻身をはからせるためであった。このようにして、中国の土地改革（革命）は、その遂行の徹底性の点においてのみならず、なによりもその過程で農民意識の革命の変革をはかった点にその特徴があるのであって⁹⁾、この点でまさに上からの改革であった日本の農地改革とは鋭い対照をなすものといえるのである。

IV 東南アジアの農地改革

現在の低開発諸国における反体制側の自覚的指導層（プロレタリアート）は、国民の圧倒的多数を占める農民をその戦列に引き入れるために、かれらの熱烈な願望である土地要求（cry for land）を指示し、土地改革をその闘争の要求としてかかげるに至る。ここに下からの、被支配階級による土地改革運動が出てくる根拠がある。たとえば、フィリピンにおける人民解放軍（フクバラハップ）、南ベトナムにおける民族解放戦線、インドネシア共産党（PKI）の運動は、この点を端的に示しているといえる。一方このような動きに対抗して、支配権力は軍事力をもってこれを制圧すると同時に、上からの農地改革を遂行し、零細な自作小農を広範囲に創設することによって貧農の不満を和らげ、労農提携の可能性を打破せんとする。すなわち、これら諸国における上からの農地改革の実施は、なによりも農村に小ブル的な小農を広範に形成することによって堅固な反共防壁を確立しようとする意図の下に行なわれ

るのである。そして、現在の低開発諸国の多くは、潜在的、顕在的いずれにせよ、このような下からの土地改革と上からの農地改革との対抗関係にあるとみられる。

ところで、現在の低開発諸国における上からの農地改革の実施は、その権力構造に占める地主階級の比重が圧倒的に大きく、その反面ブルジョア階級の比重がきわめて小さいところから、南ベトナム、フィリピンのようにアメリカ政府の支援をえたとしても、その実施はきわめて不徹底たらざるをえないという重大な欠陥を伴っているのである。1950年から60年にかけて東南アジア(広義の)では、フィリピン、南ベトナム、インドネシア、インド、パキスタンにおいて農地改革法が制定・実施されたのであるが、その場合、地主の保有程度が大きすぎたり、地主の所有名義の分散が可能であったりなど、法文自体のうちに抜け穴がきわめて多く、また法律ができては財政資金の裏づけを伴わなかったり、地主階級によつて法律の実施が妨害されサボタージュされるなどして、改革が事実上名目に終わってしまうことが多い。このように東南アジア諸国では、上からの農地改革の実施は実際上きわめて不徹底たらざるをえないのであって、同じ上からの農地改革ではあっても、日本やそして台湾の農地改革の比較的徹底性とは比較にならないものがある。

しかしながら、このような不徹底たらざるをえない上からの農地改革によつては、農村の社会不安を十分に解消することができず、そのために政府は絶えず軍事力による制圧を不可欠の手段とせざるをえないのである。要は、このような軍事力による制圧によつて、熾烈なる貧農の土地要求をはたしてどこまで抑え切ることができるかということであろう。一方、このような上からの動きに対抗して下からの土地改革運動もまた激しい武装闘争の形態をとらざるをえないのであって、このような関連のもとに、東南アジアにおける下からの土地改革運動もまた、かつての中国のように土地革命戦争の形態に発展・転化せざるをえない必然性をもつように思われる。そこに、われわれは現在の段階における世界的制約のきびしさを認めうるように思われるのである。

〔注〕

I

- (1) すでに述べたような土地改革の規定からすると矛盾するように思われるかもしれないが、ここでは説明の便宜上、土地改革をやや広義に土地制度上の変革として理解しているのである。
- (2) 加用信文「日本農法の性格」(農業発達史調査会編『日本農業発達史』第9巻、中央公論社、昭和31年)、610ページ。
- (3) 念のために述べておくと、土地所有関係の変革である土地改革は当然農民の経営状態になんらかの変化をもたらすであろうし、それによって一時的に生産力増大が生ずることのありうることを少しも否定するものではない。しかし、土地改革以前の経営状態、これまでの地主小作関係、その他農業を取り巻く諸条件いかによって、土地改革により生産力の低下もまた同じ程度に起こりうるのである。そして、ここで私がとくに強調しておきたいことは、土地改革と農業生産力増大とのあいだには、理論的にも実際的にも一義的関連はなにもないということなのである。

II

- (1) 宇高基輔「東欧諸国における土地改革と農業の社会主義的改造」(山田盛太郎編『変革期における地代範疇』岩波書店、1956年)、102～103ページ。
- (2) A. W. Griswold, *Farming and Democracy*, New York, 1947 (篠原泰三・朝倉孝吉訳『農村と民主主義』農業総合研究所、昭和27年) 参照。
- (3) Elias H. Tuma, *Twenty-Six Centuries of Agrarian Reform: a Comparative Analysis*, Univ. of California Press, 1965, p. 184.
- (4) たとえばJohn K. Fairbank, "The Problem of Revolutionary Asia," *Foreign Affairs*, Vol. XXIX, October, 1950をみよ。
- (5) キム・スンジュン「南朝鮮における農地改革」(『立命館経済学』第14巻第3号、昭和40年8月)、103ページ参照。戦後、アメリカ軍政当局にあって土地行政処長官の任にあったミッチェルは、韓国の農地改革がそもそもから反共目的を意図して計画されたものであることを明らかにしている。「苛酷なる地主小作関係の普遍的な他のアジア地域の農民のうちで共産主義者がますます成功を収めつつあることから、アメリカ人官吏は、朝鮮の高い小作比率および小作農の生活のきびしい条件が共産主義のために肥沃な土壌を提供することを恐れた。したがって、“農地改革”は、軍政当局により韓国人民に対してなされた最初の約束の一つとなった」(C. Clyde Mitchell, *Land Reform in Asia: a Case Study*, National Planning Association, February, 1952, p. 7)。
- (6) Philip M. Raup, "Issues in the Background of the Conference," in Kenneth H. Parsons and others ed., *Land Tenure*, The University of Wisconsin Press, Madison, 1956, p. 52.

- (7) *Ibid.*, p. 53.
- (8) *Ibid.*, p. 54.
- (9) Kenneth H. Parsons and others ed., *Land Tenure*, The University of Wisconsin Press, Madison, 1956は、この会議における報告と討論を取りまとめたものである。
- (10) 戦後台湾の農地改革推進に最も重要な役割を果たした国民政府首席陳誠は、つぎのように述べている。「1951年9月、ジュネーブの会合において国連経済社会理事会が、とくにアジア、アフリカ、南アメリカにおける長期・包括的農地改革計画というアメリカ代表の提案せる決議を採択したことを聞いて欣快にたえない。この事実は、世界の現状が農地改革を緊急に必要としていることをふたたび証明している。私の理解するがごとく、かかる計画は共産主義に対抗するきわめて効果的な武器なのである」(Chen Cheng, *An Approach to China's Land Reform*, Taipei, 1951, p. 81.)。
- (11) United Nations, *Progress in Land Reform*, 1954; *Second Report*, 1956; *Third Report*, 1962; *Fourth Report*, 1966.
- (12) Kenneth Parsons, "Significance of Land Tenure Problems of Asia for United States Policy," in Walter Froehlich ed., *Land Tenure, Industrialization and Social Stability: Experience and Prospects in Asia*, Wisconsin, 1961, p. 289.
- (13) アメリカ占領軍当局にあって日本の農地改革案の作成に指導的役割を果たしたアメリカ国務省員ラデジンスキーは、その後台湾および南ベトナムにおける農地改革法案の作成に協力した。また、かれの同僚であったハーディは、1952年フィリピンにおいて農地改革法案を作成して同国政府に勧告している。いわゆるハーディ報告 (Robert S. Hardie, *Philippine Land Tenure Reform; Analysis and Recommendations*, Manila, 1952) と呼ばれるものがこれである。しかし、当時のフィリピン政府はこの改革案の採用を拒否したが、その後の農地改革法制定の主要な契機となったことは否定できない。また、ラデジンスキーは、最近インド各地を視察して農地改革の実情を検討した結果、インド政府に対して土地問題改善のための勧告を行なうに至っている (Wolf Ladejinsky, *A Study on Tenurial Conditions in Package Districts*, Government of India, 1965. これについては『アジア経済』第9巻第2号, 1968年2月に大内穂氏による紹介がある)。
- (14) Kenneth Parsons, *op. cit.*, p. 283.
- (15) 地主・資本家階級によって上からの改革が行なわれる場合でも、危機の深化の度合いによって、また権力構造に占める地主階級と資本家階級との比重の差異によって改革の徹底性は異なってくる。一般的には危機の深化の度合いが大きいほど、また権力構造に占める資本家階級の相対的比重の高いほど改革は徹

底性をますとってよいであろうが、しかしその場合でもプロレタリア・農民による下からの改革ほどの徹底性をもちえないことは当然である。

- (16) Kenneth Parsons, *op. cit.*, p. 292.
- (17) T. Lynn Smith, *Agrarian Reform in Latin America*, New York, 1963, p. 3.
- (18) UN, *Progress in Land Reform; Fourth Report*, New York, 1966, p. 6.
- (19) たいていのラテン・アメリカ諸国では、大ざっぱにいて5ないし10%の土地所有者が農地の7割ないし9割を支配しているといわれる (Peter Dorner, "Interpretive Synthesis and Policy Implications of Land Tenure Center and Related Research," in *The Land Tenure Center Annual Report 1966*, Wisconsin, 1967, p. 2)。
- (20) Leo Huberman and Paul M. Sweezy, *Cuba: Anatomy of a Revolution*, New York, 1960 (池上幹徳訳『キューバ』岩波新書, 1960年)を参照せよ。
- (21) UN, *op. cit.*, p. 6.
- (22) UN, *Progress in Land Reform: Third Report*, New York, 1962, pp. 36-37.
- (23) *The Land Tenure Center Annual Report 1966*, Wisconsin, 1967をみよ。

III

- (1) 農地改革記録委員会編『農地改革顛末概要』農政調査会, 135ページ。
- (2) マッカーサーは、昭和24年10月21日、農地改革第三周年記念日に吉田首相に書簡を寄せて、「有史以来恐らく最多の成果を収めた農地改革計画」と賞讃した (農林省農地課『農地改革資料』第92号, 昭和24年11月20日)。
- (3) 農政調査会『世界各国における土地制度と若干の農業問題その一』昭和27年, 44ページ。
- (4) アメリカ占領軍当局が、農地改革の推進当初から反共目的を明確に意識していたとはとうてい言えないであろう。当初、農地改革は、主要占領目標の一つとして、日本の超国家主義的思想の根元としての半封建的農村を解体する基本手段として考えられていた。しかしながら、その後の内外情勢の変化のうちで、日本農村における民主化の達成がすなわち反共の最大の武器となりうるという内在的理論をすたいに認識するに至り、ある時点からそれが明確に目的意識化されるに至ったものと考えられる。ドーアはつぎのように述べているが、これはいくぶん皮相な見解といわなければならない。「農地改革を推進した関係者の多くは、本来これを、政治的目的を果たすための経済的手段と考えていた。さらに、民主主義は、それ自体が目的であると同時に、好戦的な国民を平和的にする手段であると考えられた。……農地改革がいよいよ実施されるころには、さらにすすんだ政治的目的が、これと匹敵する重みをもって考慮されていた。——すなわちそれは、日本農村における共産主義の浸透に対する防壁を

築くことであつた」(R. P. Dore, *Land Reform in Japan*, Oxford Univ. Press, London, 1959, p. 315.並木・高木・蓮見共訳『日本の農地改革』岩波書店, 昭和40年, 315ページ)。

- (5) ラデジンスキーらとともに、アメリカ占領軍当局にあつて、日本の農地改革計画の作成に参画したヒューズのつぎの表明を、今日の時点において回顧することは、あながち無駄ではなからう。「私たちが日本における最近の農業改革に参画したことは誇るべきことである。それはアメリカの精華を示すものである。私たちは日本において農民たちにたいし民主主義の信条と経済的正義の調和を明示した。私たちは多分この成果をもっとひろく、もっと大きな声でふれまわらるべきであろう。アメリカ人はアジア人の苦悩の現実とその希望の合理性を認識していること——この事実をアジア人が知ることがきわめて必要でありまた実に現在の瞬間において重大なのである」(Laurence I. Hewes, Jr., *Japan: Land and Men*, Iowa, 1955, pp. 148-149.小宮昌平訳『日本の土地制度と農地改革に対する批判』農政調査会, 昭和32年, 182ページ)。
- (6) 林一舟「民主主義革命における農民問題」(『中国革命における農民問題』北京, 1965年), 10ページ。
- (7) 毛沢東「湖南農民運動の視察報告」(『毛沢東選集』第一巻, 三一書房, 1957年), 35ページ。
- (8) 「およそ大衆の積極性を發揮させないで、土地を「めぐみあたえ」単純に上から下へのいわゆる「平和的」な土地改革をすすめるのは正しくない。これでは強固な結果がみられない。もしこのようにするなら、きょう土地を農民にわけあたえても、明日にはまた地主階級がさまざまな方法で反撃と復活をおこなう可能性がある」(林一舟, 前掲論文, 24ページ)。
- (9) ここでは中国の土地改革を貫く基本的な考え方を述べたのであつて、現実にはすべての農民が完全に意識変革をなし遂げたというように単純に考えているのではない。農民個々によって意識変革の程度に濃淡の差のあることは当然であつて、そこから新政権成立後においても学習が絶えず必要とされてきたのである。文化大革命の意義もまたこの関連でとらえられなければならないであろう。たとえば、野村浩一「毛沢東思想の形成と特質」(上・中・下)(『思想』1968年3月・4月・6月)は、中共の永続革命論に根拠を与えるものとして、きわめて示唆的な論文である。

(滝川勉／執筆時：アジア経済研究所調査研究部長、現：日本大学農獣医学部教授)